



発行 新潟県
号外 6
平成28年 3月30日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

41 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(医務薬事課)

告 示

397 農業振興地域整備基本方針の変更(地域農政推進課)

398 道路の区域変更(道路管理課)

399 道路の供用開始(道路管理課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

規 則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第41号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前																																																			
<p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付)</p> <p>第3条の2 <u>省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第3号様式の2によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(麻薬小売業者間譲渡許可書の返納)</p> <p>第3条の3 <u>麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、省令第9条の2第11項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書を返納しようとするときは、別記第3号様式の3の届出書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第3号様式 (略)</p> <p>第3号様式の2 (第3条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">麻薬業務所</td> <td>所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">再交付の事由及びその年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-left: 1px solid black;"> 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県知事</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">様</td> </tr> </table> <p>第3号様式の3 (第3条の3関係)</p> <p style="text-align: center;">麻薬小売業者間譲渡許可書返納届</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">返納の事由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を</td> </tr> </table>	許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	麻薬業務所	所在地			名 称			再交付の事由及びその年月日				上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。				年 月 日				住所				氏名		㊟		〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕				新潟県知事		様		許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	返納の事由				上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を				<p>第3条 (略)</p> <p>第3号様式 (略)</p>
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日																																																	
麻薬業務所	所在地																																																			
	名 称																																																			
再交付の事由及びその年月日																																																				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。																																																				
年 月 日																																																				
住所																																																				
氏名		㊟																																																		
〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕																																																				
新潟県知事		様																																																		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日																																																	
返納の事由																																																				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を																																																				

返納します。 年 月 日 麻薬業務所名称 住所 氏名〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕 ㊤ 麻薬業務所名称 住所 氏名〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕 ㊤ 新潟県知事 様	
--	--

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第397号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、新潟県農業振興地域整備基本方針（昭和45年 3 月新潟県告示376号）を平成28年 3 月22日に変更したので、同条第3項において準用する法第4条第7項の規定により概要を公表する。

なお、同基本方針は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び地域振興局において縦覧に供する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県農業振興地域整備基本方針の概要

目次

- 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方
 - 2 農用地等の確保のための施策の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 農業地帯別の構想
 - 3 広域整備の構想
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向
 - 2 農業地帯別の構想
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業地帯別及び重点作物別の構想
 - 2 広域整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向

- 2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備
- 3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動
- 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
 - 1 生活環境施設の整備の必要性
 - 2 生活環境施設の整備の構想

◎新潟県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	新	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで		(C) 39.6～169.8メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで		(D) 15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲 1671 番 1 から 三条市下保内字六反田74番 1 まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番 1 から 同市北野新田字川東206番 1 まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番 2 から 同市北野新田字川東195番 1 まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番 1 から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル

南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	旧	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字矢立新田字新通632番 3 まで		(C) 39.6～169.8メートル	723.4メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで		(D) 15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲 1671 番 1 から 三条市下保内字六反田74番 1 まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番 1 から 同市北野新田字川東206番 1 まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番 2 から 同市北野新田字川東195番 1 まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番 1 から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル

備考 1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)及び(J)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用

◎新潟県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 一般国道 403号

2 供用開始の区間

加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から同市大字下条字横道乙 701 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成28年3月30日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、温冷配膳車について、次のとおり一般競争入

札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年3月30日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

温冷配膳車 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年9月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年5月9日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年5月13日（金）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記 2 に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Warm cold food delivery cart [1]set

(2) Deadline for bid submission

10 : 00A.M. May 13, 2016

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516